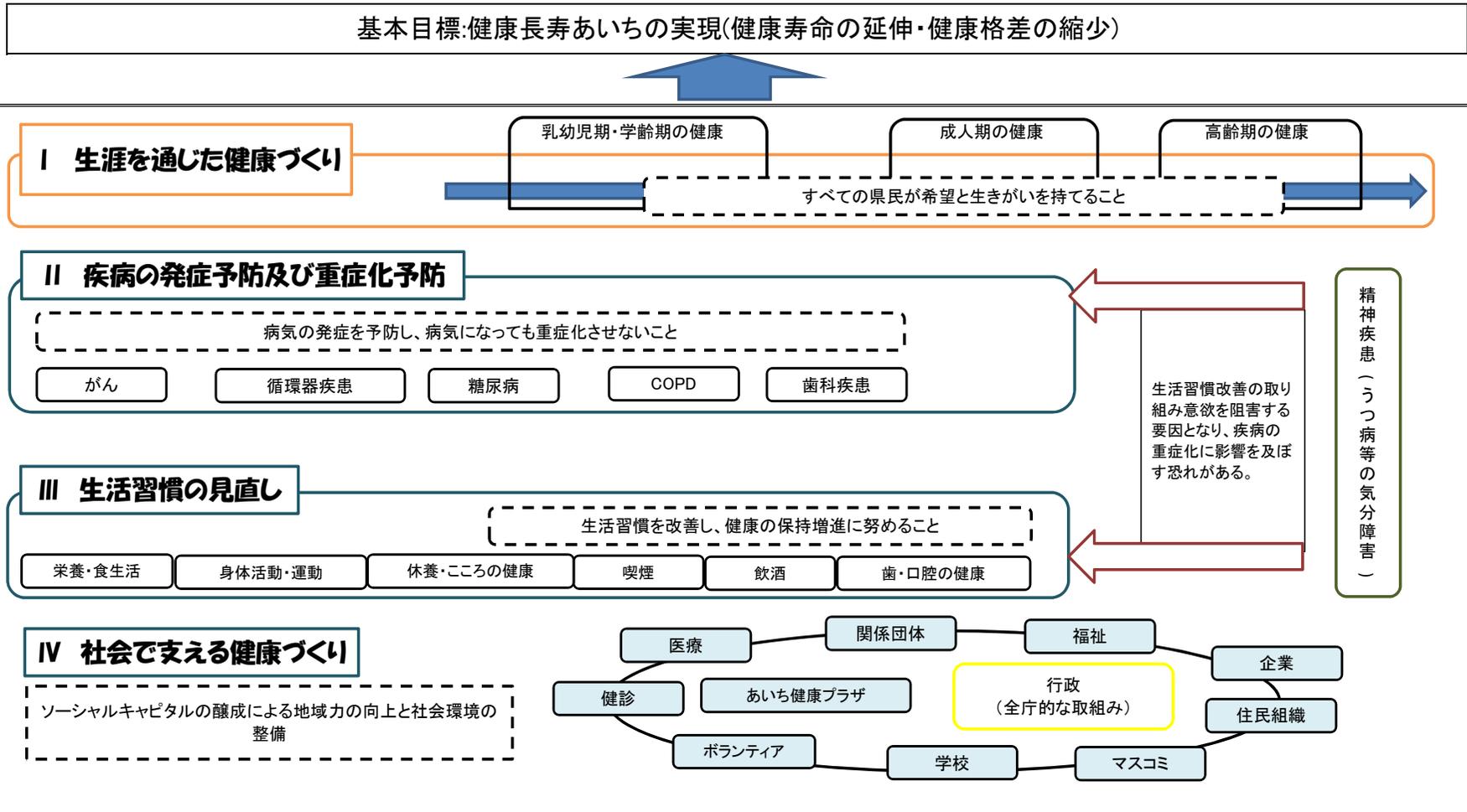


1 健康日本21(第2次)の基本的方向及び目標

基本的な方向	目標
①健康寿命の延伸と健康格差の縮小	①健康寿命の延伸 ②健康格差の縮小

	生活習慣病(NCD)の予防	がん	循環器疾患	糖尿病	慢性閉塞性疾患(COPD)	⑤生活習慣及び社会環境の改善														
						栄養・食生活	身体活動・運動	休養	飲酒	喫煙	歯・口腔の健康									
②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底		①75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少 ②がん検診の受診率の向上	①脳血管疾患・虚血性心疾患の年齢調整死亡率の減少 ②高血圧の改善(収縮期血圧の平均値の低下) ③脂質異常症の減少	④メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少 ⑤特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上	①合併症(糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数の減少 ②治療継続者の割合の増加 ③血糖コントロール指標におけるコントロール不良者の割合の減少(HbA1cがJDS値8.0%(NGSP値8.4%)以上の者の割合の減少 ④糖尿病有病者の増加の抑制	①COPDの認知度の向上	①適正体重を維持している者の増加(肥満、やせの減少)	②適切な量と質の食事をとる者の増加(主食、野菜、果物を組み合わせた食事の増加、食塩摂取量の減少、野菜・果物摂取量の増加)	③共食の増加(食事を一人で食べる子どもの割合の減少)	④食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業及び飲食店の登録数の増加	⑤利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加	①睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少	②過労働時間60時間以上の雇用者の割合の減少	③妊娠中の飲酒をなくす	①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者(一日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者)	②未成年者の飲酒をなくす	③妊娠中の飲酒をなくす	①成人の喫煙率の減少 ②未成年者の喫煙をなくす ③妊娠中の喫煙をなくす ④受動喫煙(家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関)の機会を有する者の割合の減少	①口腔機能の維持・向上 ②歯の喪失防止 ③歯周病を有する者の割合の減少 ④乳幼児・学齢期のう蝕のない者の増加 ⑤過去一年間に歯科検診を受診した者の増加	
③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上	社会生活に必要な機能の維持・向上	こころの健康	①自殺者の減少 ②気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合の減少 ③メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合の増加 ④小児人口10万人当たりの小児科医・児童精神科医の割合の増加	①健康な生活習慣(栄養・食生活・運動)を有する子どもの割合の増加 ②適正体重の子どもの増加	①介護保険サービス利用者の増加の抑制 ②認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率の向上 ③ロコモティブシンドローム(運動器症候群)を認知している国民の割合の増加 ④低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合の増加の抑制 ⑤足腰に痛みのある高齢者の割合の減少 ⑥高齢者の社会参加の促進(就業又は何らかの地域活動をしている高齢者の割合の増加															
④健康を支え、守るための社会環境の整備	地域のつながりによる社会		①地域のつながりの強化 ②健康づくりを目的とした活動に主体的に関わっている国民の割合の増加 ③健康づくりに関する活動に取り組み、自発的に情報発信を行う企業登録数の増加 ④健康づくりに関して身近で専門的な支援・相談が受けられる民間団体の活動拠点数の増加 ⑤健康格差対策に取り組む自治体数の増加																	

## 2 健康日本21あいち新計画の概念図



### 3 いきいきいなざわ・健康21計画策定までの経過

時 期	内 容
18年度	
	運動領域に関する関連会議（都市計画課）
21年度	
	運動領域に関する関連会議（都市計画課） （リーウォーク運動施設に関する調整） 食育推進計画策定 「3歳児のむし歯を減らそう」実態調査（～24年度）
22年度	
	こころの健康に関するアンケート調査
24年度	
8月22日	プロジェクト会議（第1回） 計画スケジュール・アンケート調査等協議
10月10日	(～10月31日)アンケート調査実施 小学生・中学生・高校生・大学生1,298人送付、100%回収 20・30・40・50・60・70歳3,000人送付、1,724人（57.5%回収）
2月25日	プロジェクト会議（第2回） アンケート調査結果等協議
3月26日	稲沢市保健対策推進協議会 アンケート調査結果等協議
25年度	
5月 1日	「いきいきいなざわ・健康21計画策定委員会設置要綱」制定、施行
6月28日	プロジェクト会議（第3回） 第2次計画骨子協議
7月24日	策定委員会 第1回会議 委嘱状交付、第2次計画骨子協議
8月 8日	健康づくり技術支援事業（第1回愛知健康プラザと打ち合わせ）
9月 2日	健康づくり技術支援事業（第2回愛知健康プラザと打ち合わせ）
10月15日	プロジェクト会議（第4回） 第2次計画書素案協議
10月24日	健康づくり技術支援事業（第3回愛知健康プラザと打ち合わせ）
10月28日	策定委員会 第2回会議 第2次計画書素案協議
11月 20日	(～12月10日)パブリックコメント募集（1件）
11月27日	健康づくり技術支援事業（第4回愛知健康プラザと打ち合わせ）
12月 4日	個別インタビュー実施（27件）
12月16日	プロジェクト会議（第5回） 第2次計画書原案協議
12月26日	健康づくり技術支援事業（第5回愛知健康プラザと打ち合わせ）
1月27日	策定委員会 第3回会議 第2次計画書原案審議、承認
3月	第2次計画書市長へ手交

## 4 平成24年度 稲沢市健康に関するアンケート調査の概要

### 1 調査目的

稲沢市の「いきいき稲沢健康21」第二次計画策定のため、子どもから大人までを対象に、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康づくり」「たばこ」「アルコール」「歯の健康」等の健康に関する調査を行う。

### 2 調査内容

#### (1) 児童・生徒・学生調査

対象数： 小学2年生 259人、小学5年生 242人、中学2年生 244人、  
高校生 333人、大学生 220人 計 1,298人

有効回収数：1,298人（100%）

#### (2) 成人調査

対象数： 20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳 各500人  
計 3,000人

有効回収数：1,724人（57.5%）

（20歳 294人、30歳 218人、40歳 272人、50歳 297人、  
60歳 320人、70歳 323人）

### 3 調査項目

「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康づくり」  
「たばこ」「アルコール」「歯の健康」

### 4 調査期間

平成24年10月10日（水）～10月31日（水）



## 5 いきいきいなざわ・健康21計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いきいきいなざわ・健康21計画策定委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 21世紀における稲沢市民の健康に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、いきいきいなざわ・健康21計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 健康施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 健康施策の調査、研究に関すること。
- (3) いきいきいなざわ・健康21第2次計画策定に関すること。
- (4) その他健康行政に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 地域団体等の代表者
- (4) 企業の代表者
- (5) 関係行政機関の代表者
- (6) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第5条 メンバーの任期は、計画の策定完了までとする。

(委員長等)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉保健部保健センターにおいて処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

い き い き い な ざ わ ・ 健 康 2 1 計 画 策 定 委 員

選 出 基 準	氏 名
稲沢市医師会会長	◎ 田 中 一 馬
稲沢市歯科医師会会長	林 寿 男
稲沢市薬剤師会会長	鵜 飼 繁
稲沢市民病院看護部長	石 田 久 恵
名古屋市立大学看護学部地域保健看護学講師	○尾 崎 伊 都 子
名古屋文理大学健康生活学部健康栄養学科准教授	後 藤 千 穂
愛知文教女子短期大学生活文化学科食物栄養専攻准教授	渡 辺 香 織
稲沢市まちづくり連絡協議会副会長	山 田 典 永
稲沢市老人クラブ連合会会長	柿 沼 晋
稲沢市連合婦人会会長	後 藤 和 子
稲沢市健康づくり食生活改善協議会会長	奥 野 節 子
愛知県健康づくりリーダー連絡協議会尾張西部稲沢支部長	倉 方 葉 子
稲沢市母親クラブ連絡協議会書記	竹 市 美 津 子
主任児童委員代表者	佐 藤 加 津 代
地域包括支援センター代表者	納 竜 一
農村生活アドバイザー	平 野 和 子
愛知県食品衛生協会稲沢支部副支部長	高 木 秀 夫
三菱電機株式会社稲沢製作所総務課	阿 知 波 勝 巳
愛知県一宮保健所長	犬 塚 君 雄
養護教諭部会会長	豊 島 妙 子
稲沢市社会福祉協議会社会福祉士	水 野 香 里

◎ 委員長 ○ 副委員長

## 6 いきいきいなざわ・健康21計画策定プロジェクト チーム設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、いきいきいなざわ・健康21計画第2次計画（以下「第2次計画」という。）を策定するために、プロジェクトチームの設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 第2次計画を策定するため、いきいきいなざわ・健康21計画策定プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 チームの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) いきいきいなざわ・健康21計画第1次計画の見直しに関すること。
- (2) 第2次計画素案作成に関すること。
- (3) 健康施策の現状把握、調査及び研究に関すること。
- (4) その他第2次計画策定に関すること。

(組織)

第4条 チームは、別表に掲げる職員（以下「メンバー」という。）をもって組織する。

(任期)

第5条 メンバーの任期は、第2次計画の策定完了までとする。

(座長及び副座長)

第6条 チームに座長及び副座長を置き、座長は福祉保健部長をもって充て、副座長は保健センター所長をもって充てる。

2 座長は、会務を総理し、チームを代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職を代理する。

(会議)

第7条 チームの会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 チームの会議は、メンバーの半数以上の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第8条 チームは、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 座長は、第3条に定める事務を遂行するため、必要な専門部会をチームに諮って設けることができる。

(庶務)

第10条 チームの庶務は、福祉保健部保健センターにおいて処理する。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、チーム運営に関し必要な事項は、座長がチームに諮って定める。

付 則

この要領は、平成24年7月25日から施行する。

いきいきいなざわ・健康21計画 プロジェクトチームメンバー

区 分		平成24年度	平成25年度
福祉保健部長		山 田 洋	川 口 紀 昭
市長公室	企画政策課 主幹	浅 野 隆 夫	大 口 伸
	地域振興課 主査	大 津 伸 二	大 津 伸 二
福祉保健部	福祉課主幹	前 橋 桂 子	前 橋 桂 子
	高齢介護課主査	水 野 博 雄	野 村 澄 代
	こども課指導保育士	水 谷 泉 美	水 谷 泉 美
	保健センター所長	野 村 修	野 村 修
教育委員会	庶務課主幹	長 谷 川 隆	長 谷 川 隆
	学校教育課主査	伊 東 亜 希 子	伊 東 亜 希 子
	生涯学習課主査	松 尾 俊 明	木 村 美 千 夫
	スポーツ課主査	江 頭 弘 幸	江 頭 弘 幸
オブザーバー		名古屋文理大学 准教授 後藤千穂	一宮保健所 主査 白崎節子
		一宮保健所 主査 白崎節子	
事務局			

【市町村健康づくり技術支援事業】

(内容) 愛知県の委託事業より健康づくり振興事業団(あいち健康プラザ)から市町村に職員派遣され、市町村の健康づくりの実践、技術支援事業を行う

(支援メンバー)

あいち健康の森健康科学総合センターセンター長	津下 一代
// 副課長(健康運動指導士)	和田 昌樹
// 技師(保健師)	豊田 将之
// 主事	村上 文香